③　上記①、②以外の区分については、次に掲げる地域試験に対応する第２次試験地の都市のうち、人事院各地方事務局長又は人事院沖縄事務所長が指定する都市

（地域試験）	（第２次試験地）
北海道地方の試験	札幌市、函館市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市
東北地方の試験	青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市、福島市
関東甲信越地方の試験	前橋市、さいたま市、千葉市、東京都、横浜市、新潟市、上越市、長野市
東海北陸地方の試験	静岡市、名古屋市、富山市、金沢市
近畿地方の試験	京都市、大阪市、神戸市、奈良市、和歌山市
中国地方の試験	鳥取市、米子市、松江市、岡山市、広島市、山口市、下関市
四国地方の試験	徳島市、高松市、松山市、高知市
九州地方の試験	福岡市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市
沖縄地方の試験	那覇市

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、受験者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

9　最終合格者発表　平成22年11月11日（木）に、第１次試験合格者発表の場所と同一場所において、受験番号及び試験地を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

10　採用候補者名簿及び採用方法　試験の区分（地域試験の区分を含む。以下同じ。）ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に記載された者の中から行う。

11　受験手続

⑴　受験申込用紙の交付　受験申込用紙は、人事院の地方事務局及び沖縄事務所において交付する。

⑵　受験の申込み　受験希望者は、所定の受験申込用紙１部に所要事項を記入し、受けようとする地域試験に対応する次の申込先に提出すること。ただし、行政事務、税務、農業土木及び林業の区分については、7⑶の受けようとする第１次試験地に対応する地域試験と同一の次に掲げる地域試験欄に対応する申込先に提出すること。

申し込むことができる試験の区分は一つに限る。

なお、受験申込書の受理後における試験の区分及び第１次試験の試験地の変更は認めない。

ただし、第１次試験の試験地の変更については、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

（地域試験）	（申込先）
北海道地方の試験	人事院北海道事務局　〒060―0042 札幌市中央区大通西12丁目
東北地方の試験	人事院東北事務局　〒980―0014 仙台市青葉区本町３―２―23
関東甲信越地方の試験	人事院関東事務局　〒330―9712 さいたま市中央区新都心１―１
東海北陸地方の試験	人事院中部事務局　〒460―0001 名古屋市中区三の丸２―５―１
近畿地方の試験	人事院近畿事務局　〒553―8513 大阪市福島区福島１―１―60
中国地方の試験	人事院中国事務局　〒730―0012 広島市中区上八丁堀６―30
四国地方の試験	人事院四国事務局　〒760―0068 高松市松島町１―17―33
九州地方の試験	人事院九州事務局　〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２―11―１
沖縄地方の試験	人事院沖縄事務所　〒900―0022 那覇市樋川１―15―15

⑶　申込受付期間　平成22年６月22日（火）から６月29日（火）まで（ただし、持参による申込みの受付は、土曜日及び日曜日は除く。）。

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成22年６月29日（火）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。

⑷　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。

受験票には、本人の写真１枚をはり、第１次試験の際に必ず持参すること。

12　拡大文字による試験及び試験時間の延長等　視覚障害の程度により、拡大文字による試験、試験時間の延長等を行う。

13　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問い合わせは、人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

⑵　受験申込用紙の請求等を郵便により行う場合には、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒（角形２号）を必ず同封すること。

⑶　提出書類の所要事項は正確に記入すること。

⑷　受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

⑸　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院ホームページ等を参照すること。

別　記

専門試験（多枝選択式）の出題分野一覧

（試験の区分）	（出題分野）
電気・情報	数学、物理、情報、情報技術基礎、電気基礎、電気機器、電力技術、電子技術、電子回路、電子計測制御、通信技術、電子情報技術、プログラミング技術、ハードウェア技術、ソフトウェア技術及びマルチメディア応用
機械	数学、物理、情報、生産システム技術、機械工作、機械設計、原動機、電子機械及び電気基礎
土木	数学、物理、情報、測量、土木施工、土木基礎力学、土木構造設計及び社会基盤工学
農業土木	環境科学基礎、農業情報処理、農業土木設計、農業土木施工及び測量
林業	環境科学基礎、農業情報処理、植物バイオテクノロジー、森林科学、森林経営、林産加工及び測量

公　告

諮　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人園田秀樹の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成22年５月10日　静岡地方法務局

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を関東農政局長に提出されたい。

平成22年５月10日

農林水産大臣　赤松　広隆

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備考
長野県北佐久郡御代田町大字塩野字久古池3036番167 畑　65㎡	金澤長次郎 北佐久郡小沼村大字塩野1286番地の１	公共利用計画あり

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年５月10日

中部地方整備局長　富田　英治

１　処分をした年月日　平成22年４月26日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　トリニティ工業株式会社　宝田　和彦　愛知県豊田市柿本町１―９　国土交通大臣許可（般・特―18）第13946号